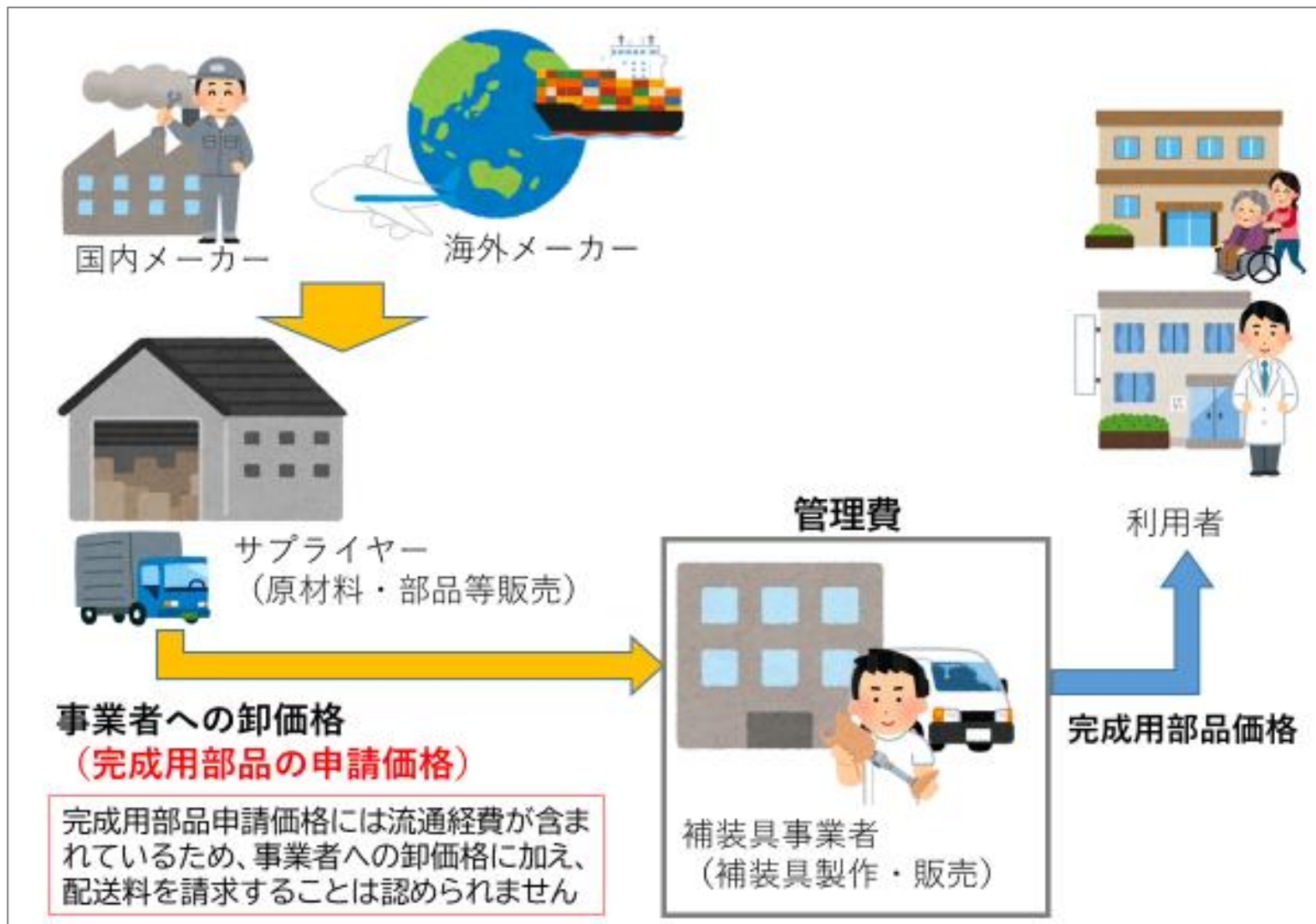


完成用部品価格 = 申請価格 + 管理費



完成用部品価格算定式の改定について(現状の課題)

$$\boxed{\text{完成用部品価格}} = \boxed{\text{管理費}} + \boxed{\text{申請価格}}$$

完成用部品価格 : 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」で公開されている価格。

管理費 : 補装具製作事業所が完成用部品を管理するための価格。

申請価格 : 義肢・装具・座位保持装置部品の販売メーカーが補装具製作事業者に販売する価格。

現在の完成用部品の価格算定の現状

- ・ 完成用部品価格は、申請価格に管理費を加算したものであるが、申請価格の価格帯によって管理費が変動している。
- ・ 完成用部品の価格算定式及び算出した管理費は公開されていない。

現状の課題

- ・ メーカーが価格変更申請で部品の価格(申請価格)を上げても算定方法が決まっており、完成用部品価格が変わらない場合がある。
- ・ 完成用部品にかかる流通経費が、申請価格に含まれるものか、完成用部品価格に含まれるものか定義されていないため、メーカーが送料元払いか受払か決めている。
- ・ 補装具製作事業者が完成用部品を購入するときは、申請価格に消費税(10%)がかかるが、補装具として販売するときには完成用部品価格に消費税相当分(6%)がかかり、管理費として設定されている費用が分かり辛い。
- ・ 完成用部品を課税対象物品、製作した義肢・装具・座位保持装置を非課税対象物品として算定する補装具の価格は、消費税率の変化による影響を受けている。

申請価格と管理費

申請価格→補装具事業者への販売価格(卸価格)

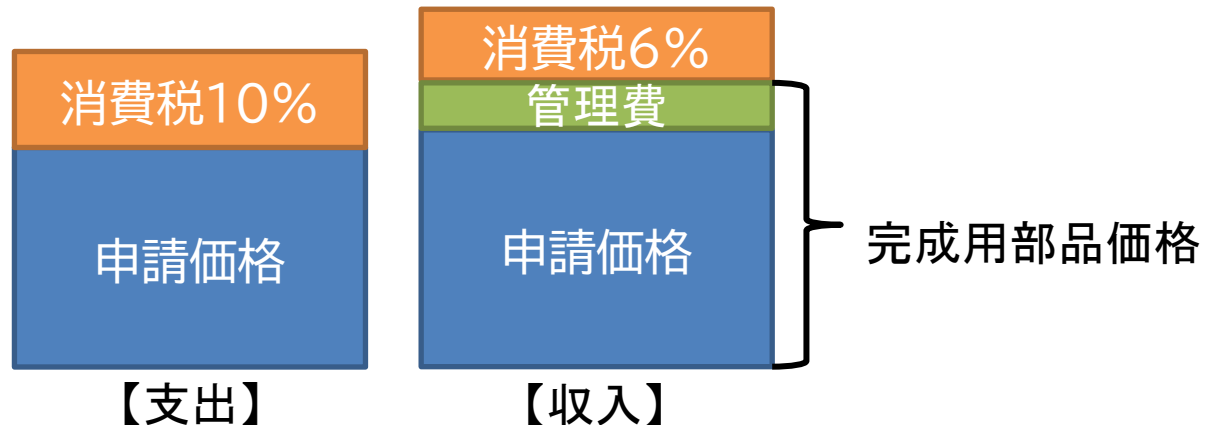
【申請価格に含まれる範囲】

- ① 製造原価(原材料価格(商品輸入価格)、包装資材価格、人件費を含む製造経費、輸入経費)
- ② 販売管理費、中間業者による流通経費・マージン等
- ③ 開発費
- ④ 完成用部品申請者の利益

管理費→補装具事業者の必要経費

【管理費に含まれる範囲】 *利益は含まれていない

- ① 損税補填分
- ② 販売管理費



管理費についての問題点と解決策

- 申請価格が異なるものに対して、同額の管理費が設定されている(前回のWGで議論済み)
→算定式の改正
- 管理費の算定式が非公開であったため、メーカー希望小売価格よりも告示価格の方が高価に設定されているものもある
→算定式を公表
- 管理費に損税補填分が勘案されていないため、管理費を損税補填に使用せざるを得ず、消費税率が変化した場合の対応も困難
→損税補填額と販売管理費とを個別に算出
- 高額部品になれば補装具事業者の管理費も高くなる算定式であるが、部品名称が同一であれば申請価格にかかわらず管理費はおよそ同等
→上限を設定
- 義肢装具の完成用部品と座位保持装置の完成用部品では、体積や素材が異なるにもかかわらず、同等の管理費となっている
→座位保持装置の販管費を別に定める

完成用部品申請価格の分布

	義肢	装具	座位保持装置
0.1万円未満	32 (1.6%)	17 (2.6%)	7 (0.8%)
0.2万円未満	49 (2.5%)	65 (10%)	4 (0.4%)
0.3万円未満	41 (2%)	42 (6.4%)	6 (0.7%)
0.4万円未満	38 (1.9%)	15 (2.3%)	7 (0.8%)
0.5万円未満	41 (2%)	15 (2.3%)	12 (1.4%)
0.6万円未満	44 (2.2%)	27 (4.1%)	7 (0.8%)
0.7万円未満	51 (2.6%)	40 (6.1%)	12 (1.4%)
0.8万円未満	54 (2.7%)	25 (3.8%)	11 (1.2%)
0.9万円未満	44 (2.2%)	21 (3.2%)	21 (2.4%)
1万円未満	58 (2.9%)	24 (3.7%)	22 (2.5%)
1.5万円未満	209 (10.6%)	66 (10.2%)	102 (12%)
2万円未満	196 (10%)	71 (10.9%)	89 (10.4%)
2.5万円未満	138 (7%)	32 (4.9%)	70 (8.2%)
5万円未満	328 (16.7%)	95 (14.6%)	189 (22.2%)
7.5万円未満	164 (8.3%)	42 (6.4%)	125 (14.7%)
10万円未満	123 (6.2%)	17 (2.6%)	61 (7.1%)
20万円未満	159 (8.1%)	28 (4.3%)	75 (8.8%)
30万円未満	66 (3.3%)	3 (0.4%)	13 (1.5%)
40万円未満	40 (2%)	0 (0%)	12 (1.4%)
50万円未満	21 (1%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)
50万円以上	64 (3.2%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)
合計	1960	647	848

【完成用部品の申請価格帯】

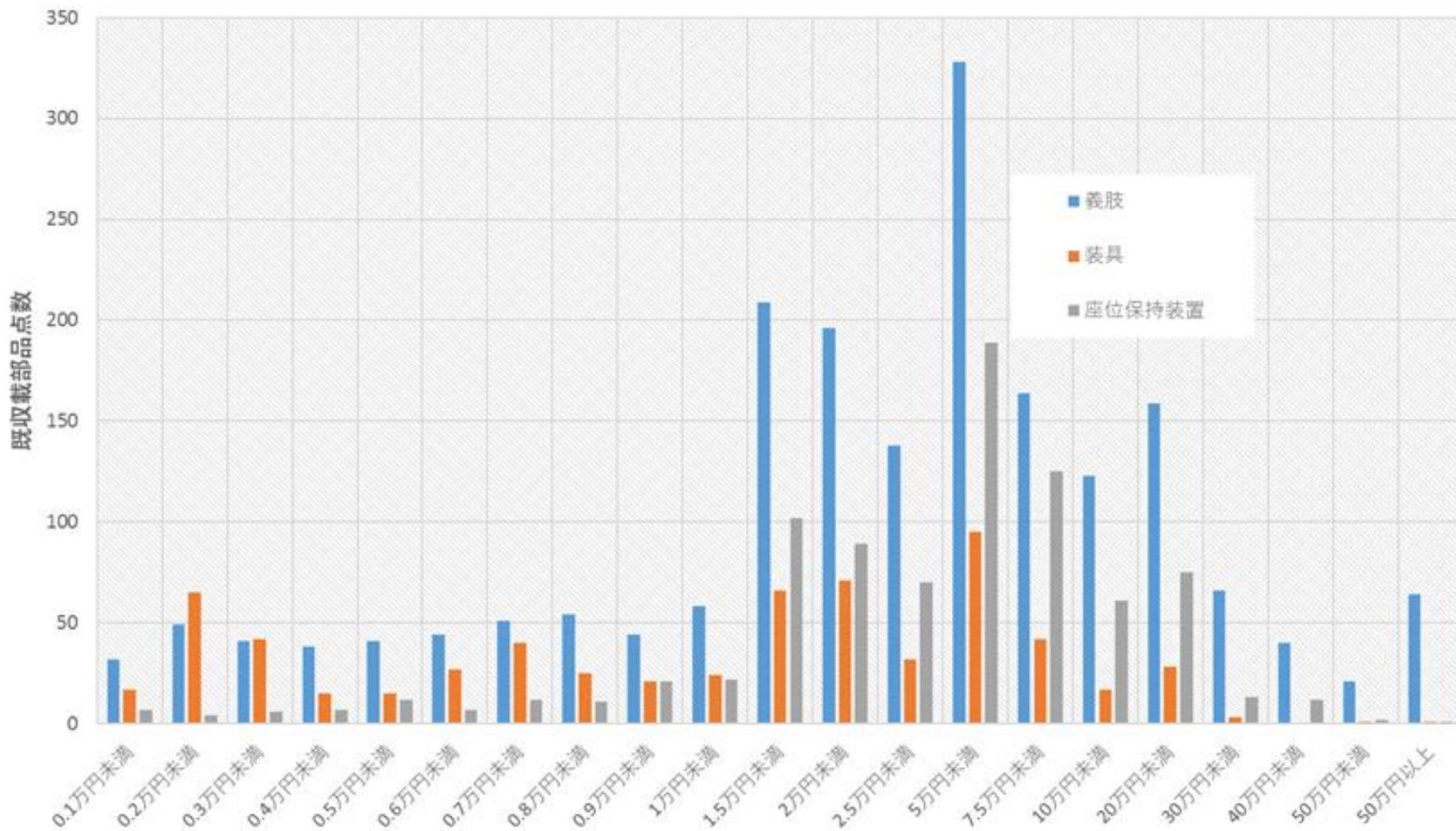
義肢 : 100円~4,200,000円
 装具 : 350円~3,700,000円
 座位保持装置 : 290円~ 500,000円

【申請価格が20万円以内の申請割合】

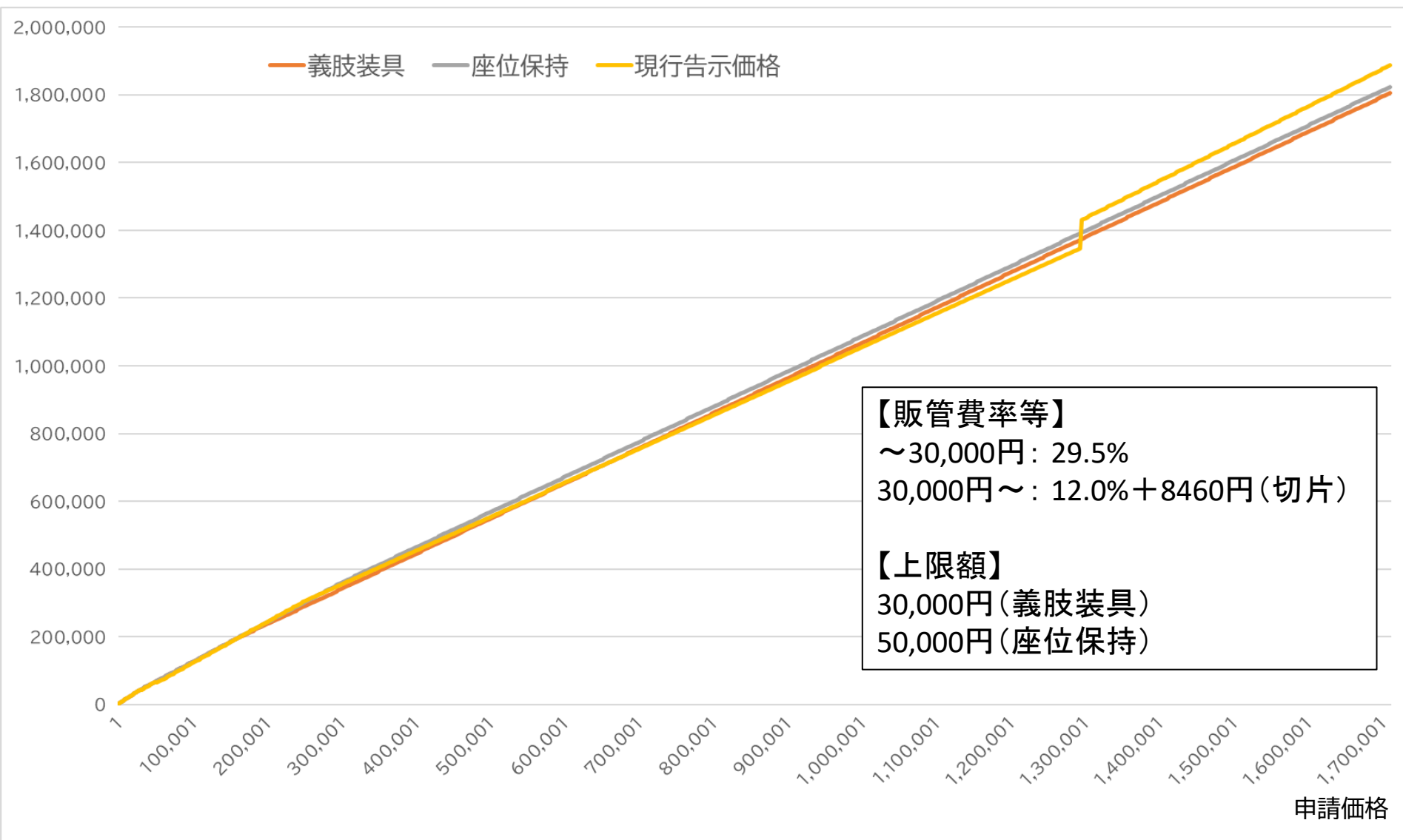
義肢 : 90.3%
 装具 : 99.2%
 座位保持装置 : 96.7%

→ いずれの種目も10%未満

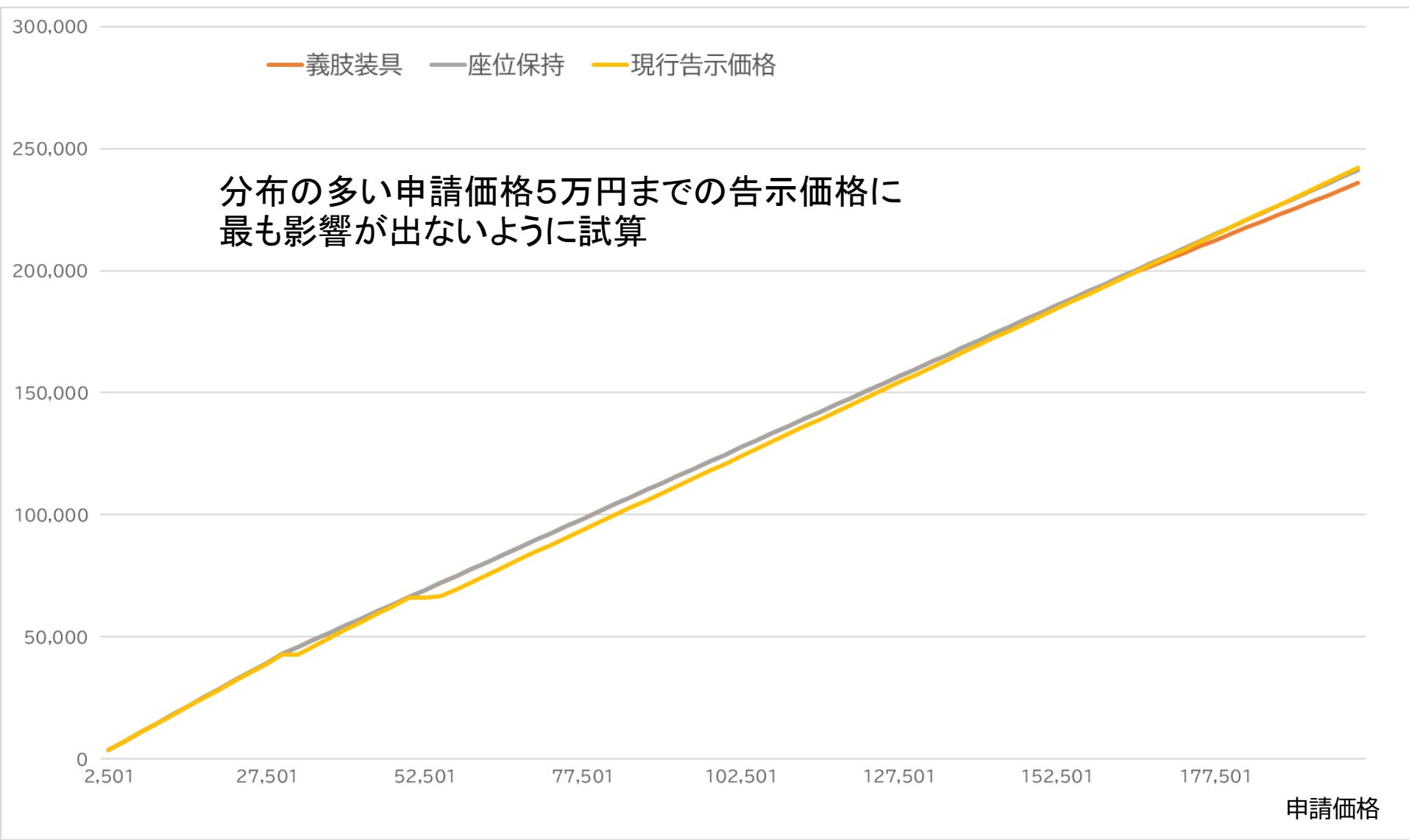
完成用部品申請価格の分布



告示価格の試算(申請価格 + 販売管理費 + 損税補填分)



告示価格の試算(申請価格20万円まで)



完成用部品と既製品装具

完成用部品については、明確な定義がないため、

下肢装具：膝装具(硬性)

上肢装具：ポータブルスプリングバランサー、MOMO、指装具

座位保持装置：車椅子クッション

等が申請されている状況。

完成用部品とは、その部品単独では完成品にならないものを指しており、その部品単独で販売されるものについては、完成用部品に該当しない。

完成用部品の定義を明らかにするとともに、完成用部品に収載されているもののうち、完成用部品に該当しないものについては、「既製品補装具」に移行させることとしたいがいかがか。

下肢装具・上肢装具については、メーカー協力のもと試算を行った。